

J F A ホイッスルブローイング (通報窓口) 等運用規則

(目的)

第1条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、本協会の定める「内部通報者保護規程」に基づき設置した「通報窓口」の運用の方法等について、「J F A ホイッスルブローイング (通報窓口) 等運用規則」（以下、「本規則」という。）を定める。

(対象者)

第2条 本規則の対象者は、本協会の理事、正職員、契約職員、派遣職員、アルバイト職員、本協会事務局にて契約を行う業務委託者、本協会各種委員会にて契約を行う業務委託者のうち常勤者扱いとして委託する者（以下「役職員等」という。）とする

(通報窓口)

第3条 前条に掲げる対象者は、指定された方法により次の通報窓口に通報を行うことができる。

(1) J F A ホイッスルブローイング (通報窓口)

方法：専用電話窓口、専用インターネット

(2) 事務局内に設置する職場相談員

方法：原則として面談

(3) 所属長等

方法：原則として面談

2. 役職員のうち、正職員、契約職員、アルバイト職員については、本協会の就業規則及び契約職員就業規則に定める所属長等に通報することができる。

3. 役職員等のうち派遣職員については、派遣元及び派遣先苦情申出先担当者、法人から派遣される業務委託者は雇用元法人の所属長等に通報することができる。

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、本協会倫理規範第3条、就業規則、契約職員就業規則、その他の規則、個別に定める服務等に関する契約事項等への違反行為とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(通報窓口の担当者等の責務)

第6条 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁

定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2. 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

(通報内容の記録・保管)

第8条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

(当事者の個人情報の保護)

第9条 通報窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を開示してはならない。

2. 本協会の役職員等は、通報窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

(通報窓口の外部委託)

第10条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第7条及び第8条に定める業務を委託することができる。

2. 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

(通報に基づく調査)

第11条 通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、正当な理由がある場合又は匿名の通報で通報者が特定できない場合はこの限りではない。

2. 通報窓口の担当者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行う。
3. 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
4. 役職員等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第12条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに専務理事に報告するものとする。また、通報内容について速やかに調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。

2. 通報内容については、原則として管理部の通報窓口の担当者が調査する。ただし、必要と判断した場合、本協会の他の部署又は弁護士に当該調査を依頼することができるものとする。

(他の団体への調査依頼)

第13条 前条の定めに関わらず、本協会以外の団体において通報内容を扱うことが相当と判断した場合は、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼することができる。

2. 本協会以外の団体において通報の調査等を実施する場合、通報窓口の担当者はその旨を速やかに通報者及び専務理事に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第14条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

2. 調査を依頼された団体から調査結果について報告を受けた通報窓口の担当者は、通報者に対してその旨を報告するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第15条 専務理事は調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒処分、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

2. 専務理事は通報窓口の状況について、定期的に会長に報告するものとする。
3. 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
4. 調査結果及び対応概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第16条 役職員等は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、通報者に対して以下に定める不利益な取り扱いを行ってはならない。

- (1) 解雇、降格、減給等の懲戒処分又は不利益な配置転換等の人事上の措置
- (2) 業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の制裁措置
- (3) 嫌がらせ

2. 専務理事は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、当該通報者の職が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。
3. 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者（当該役職員等の上司、同僚等を含む）がいる場合は、専務理事は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者及びその所属長等への懲戒処分等を検討するものとする。
4. 不利益な取り扱いにより通報者が異動を希望した場合、専務理事は管理部等と協議を

行い、適切な対応を行うものとする。

(通報者が不利益な取り扱いを受けた場合の対応)

第17条 通報者が被通報者から不利益な取り扱いを受けた場合、当該通報者はその旨を速やかに通報窓口に通報するものとする。

(不利益な取り扱いが生じた場合の本協会の対応)

第18条 前条に定める通報があった場合、通報窓口担当者は速やかに専務理事に当該内容の報告を行う。

2. 前項に定める報告を受けた場合、専務理事は速やかに通報窓口担当者に命じて事実関係の調査を行うものとする。

3. 前項に定める調査の結果、通報者に対する不利益な取り扱いが確認された場合、専務理事は当該行為者への懲戒処分等を検討するものとする。

(懲罰等)

第19条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第20条 本規則の改正は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第21条 本規則は、2017年1月1日から施行する。